

## 農地法第3条許可申請に必要な書類

### チェック

- 1 農地法第3条の規定による許可申請書…1部  
※申請者（両者）の印鑑が必要
- 2 登記簿謄本（許可を受けようとする農地 1筆毎）…1部毎（法務局）  
※手数料が必要
- 3 譲受人（借人）の住民票謄本（世帯全員分）…1部（市役所市民課）  
※市民課で手数料が必要
- 4 譲渡人（貸人）の住民票抄本（本人分のみ）…1部（市役所市民課）  
※市民課で手数料が必要
- 5 営農計画書 …1部（新規営農の場合）  
※ 農地取得前の譲受人の耕作面積 20a以下の場合
- 6 契約書（賃貸借，使用貸借の場合）  
※3部とも押印

### ● 申請から許可までの日程

申請の締め切り …毎月10日

農業委員会での審査 …毎月25日

許可書の発行 …毎月25日以降

※日程は、変更される場合があります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

例)

